

琴浦町長 福本まり子様
琴浦町教育委員会教育長 河原裕司様
琴浦町議会議長 前田智章様

琴浦町監査委員 稲田裕司
(公印省略)
琴浦町監査委員 押本昌幸
(公印省略)

定期監査報告書

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により報告する。

1 監査の期間

令和8年4月21日・22日の2日間

2 監査の対象

(1) 対象部局

全部局

(2) 対象業務

令和7年度下期（必要に応じて上期分を含む。）に執行された収入・支出事務、契約事務及び財産管理事務等

3 監査の実施方法

各部局から共通事項として「備品購入状況」「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」を中心に関係書類の提出を求め、管理職及び関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど、適正性、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては概ね適正に処理されていることを認めることができた。

5 監査意見

(1) オンラインリクリッドについて

町は、住民からの意見を政策形成に活かすため、デジタル技術を活用したオンラインプラットフォームとしてリクリッド（Liqlid）を活用している。

町が推進している事業を改善したり、新たな取り組みについて町民からの意見を集約することは重要なことと考えるが、現在ホームページ上に投稿されている件数は意見を集約するには少ない件数である。（白鳳祭のアイデア募集 3 件）

令和 7 年度にはプラットフォーム運用管理委託料に 3,024 千円を支出しているところである。

一方、町が運用している LINE のアカウント数は 5,000 件を超えており、町民への情報提供に有効に活用されている。意見集約に LINE を利用できないか研究されたい。

(2) 司法書士の活用について

滞納整理をはじめ町の法的課題に対して弁護士を活用した対応を行っている。近年、住宅新築資金貸付、住宅使用料等滞納整理事務について、今まで積極的に実施してこなかった法的な手続きを進め滞納整理に成果を上げている。

一方、小規模な金額の裁判や生活に困窮している方の法的課題を相談するためには時間や費用面で必ずしも効率的に行われていないと考える。

連絡が取れない相続人がいるなど、遺産分割協議がなかなか進まない場合や、不在者の代わりに協議に加わるなどして手続きを進める不在者財産管理人としての役割、さらに、破産手続きにおける破産者の財産を管理・処分する破産管財人の業務も行える等、様々な事情を持った方の財産を適切に管理する業務を行うことができる司法書士の活用についても検討されたい。

(3) 職員の懲戒について

3 月 31 日付けホームページに町職員の懲戒処分について掲載された。事案の概要は職員への執拗な叱責、指導レベルを超えた文書の集積要求等によるパワー・ハラスメントに該当するとのことである。町の指針によった処分であるが、対応が遅くなったと感じる。事案が発生した初期段階で事情をヒアリングする等現状を直視することで被害を受けた職員も少なく、また、ハラスメントを行った当事者も処分も受けることもなかったかもしれない。この事案を教訓に問題を先送りにしないで早い対応で問題が拡大しないよう取り組まされたい。